

寒冷地手当支給規則の一部改正について

1 改正の理由

寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号。以下「規則」という。）別表の官署の定めについては、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号。以下「寒冷地手当法」という。）第3条第2項の規定により、人事院の勧告によるものとされている。

今般、国有林野事業の一般会計化により、国有林野事業職員が寒冷地手当法の適用対象となる。これを受け、平成25年4月1日付けで国有林野事業に係る官署の指定について人事院から勧告がなされたことから、寒冷地手当支給官署を新たに指定するため、規則別表について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

規則別表に以下の官署を追加する。

なお、規則別表における官署の並びについては、市町村別に府省及び官署の建制順とする。

岩手県	三陸中部森林管理署大槌森林事務所 三陸中部森林管理署釜石森林事務所
山形県	庄内森林管理署羽黒森林事務所 庄内森林管理署温海森林事務所
福島県	福島森林管理署小野町森林事務所
群馬県	吾妻森林管理署大戸森林事務所
埼玉県	埼玉森林管理事務所大滝森林事務所
新潟県	下越森林管理署村上支署塩野町森林事務所
富山県	富山森林管理署立山森林事務所
山梨県	山梨森林管理事務所野呂川第一治山事業所 山梨森林管理事務所野呂川第二治山事業所
岐阜県	東濃森林管理署神坂森林事務所 岐阜森林管理署白鳥森林事務所 岐阜森林管理署 岐阜森林管理署小坂森林事務所 岐阜森林管理署濁河森林事務所 岐阜森林管理署大洞森林事務所
鳥取県	鳥取森林管理署大山治山事業所

3 施行期日

公布の日

注 本件は行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項第5号に該当することから、同法第6章（意見公募手続等）の規定が適用されないものである。